

市民会議報告

令和3年度第2回



【当会副会長】小川 英郎(49期) Hideo Ogawa

【当会副会長】中村 悦朗(57期) Etsuo Nakamura

1. 「弁護士子どもSNS相談」について

報告：副会長 小川 英郎

市民会議の1つ目の議題として、常設化された「弁護士子どもSNS相談」についてご報告し、ご意見を伺いました。

(1) 本年度常設化

「弁護士子どもSNS相談」は、「子どもの権利に関する委員会」の委員有志を中心に昨年度、コロナ禍の緊急事態宣言を受けて立ち上げた子どものためのLINE相談活動がきっかけとなり、今年度常設化された相談活動です。子どもたちが学校生活や家庭生活において深刻な悩みを抱えていること、保護者・教員・自治体の相談窓口などへは相談できないまま、その悩みを一人で抱えていること、弁護士がLINEで相談を受けることにより、子どもの権利救済に資する結果が得られること等が実感された結果、常設化に至ったものです。

体制としては、週3回（日、月、木）、19時から21時まで、弁護士3人体制で相談を実施するので、このような体制でLINE相談を実施するのは、全国の弁護士会では初めてです。新聞等のメディアにも取り上げられ、常設化後、多くの子ども

もたちからの相談が寄せられています。

(2) 増える深刻な相談

相談内容としては、学校生活や友人関係の悩み、家族関係の悩み、保護者や教育・福祉機関による虐待、少年事件、学校事故、SNS上のトラブルが多く、常設化後は、各地から深刻な相談が多く寄せられるようになってきました。

10代ではほとんどの子どもがLINEを使っています。一方で従来の電話での相談活動は、固定電話を置かない家庭も増えつつあり、また、相談内容によっては、保護者に聞かれるリスクのある環境での相談は期待できません。そこで、子どもにとって相談しやすいツールの活用が必要不可欠と考え、子どもになじみの深いLINEによる相談を実施することにしました。時間帯も子どもが相談しやすい夜間の時間に設定しました。

(3) 市民会議委員からのご意見

「これまでも、専門ダイヤルや電話相談はあったが、LINEはメディアでも紹介しやすいし、是非こういった取組はどんどん進めた方がいい。課題は、多くの子どもにどうやって知ってもらおうかだと思う。」

「LINEでの相談は、真剣な相談だけでなく冷やかしのような相談も来るのではないかな。その場合の判別が難しいような気がするが、そういうものも受け入れながら1人でも本当に救済できればいいと思う。ただ、他にも似たようなサービスがあるので、弁護士が相談に乗ることのセールスポイントをアピールすることが重要ではないか。」

「無料で匿名も可という相談だとすると、弁護士の業務につながらないように思えるが、大丈夫なのか。社会的な意義だけで持ち出し事業として行うのだとすると、続けていけるのか心配。」

「今後は、相談の蓄積を踏まえて、子どもが弁護士との接触を早いうちに持てることの意義や、それが解決につながっていくという具体的な成果を是非、検証・報告してほしい。」

「アンケートを見ると相談してよかったという回答が多く、相談を受ける弁護士のスキルが高いのだと思われるが、スキルの高い弁護士の確保が重要ではないか。」

「周知方法としては、学校でも紹介できれば、

相談者が増えるのではないか。あるいは、子どもがよく見る情報番組などで紹介してもらおうというのではないか。』

2. 当会の広報活動のあり方について

報告：副会長 中村 悦朗

二つ目の議題は、当会の広報活動のあり方についてでした。

(1) 広報体制

当会の広報活動は、役員直結の独立性の高い広報室が担っています。広報室では、広報室職員と嘱託の広報室職員が編集作業等を行っています。

対外的な広報ツールとしては、第1に、NIBEN Frontierという会報誌（月刊）の発行、第2にホームページ、第3にツイッター、最後にパンフレットがあります。外部広報の範囲は、以前は専門家、裁判所、あるいは大学といった、比較的狭い範囲を主たる対象にしていたのですが、最近では法曹志望者をはじめ、広く一般市民に弁護士というものを知ってもらうために、積極的な広報活動を始めています。

(2) NIBEN Frontier

NIBEN Frontierは、会報誌という雑誌の性質上、法曹実務関係の記事が中心ということにならざるを得ませんが、法曹関係者に限らず、また、一般の方にも面白く分かりやすい記事を掲載しようと心掛けています。表紙についても、以前より工夫を凝らして、堅苦しさをあまり感じさせないような雰囲気のことを心掛けています。

(3) ホームページ・ツイッター

ホームページは、当会の対外的な発信として最も重視しています。見やすいようにレイアウトを工夫しています。掲載する情報も、市民の皆様にとって必要な情報を採りやすいレイアウトになっています。例えば、弁護士になろうかなと考えている方であれば、ホームページから「弁護士の魅力」というページに入ってインタビュー記事を読覧できるようにしています。イベントレポートでは、当会のさまざまな活動を理解していただくために



憲法問題や法教育関係のイベントなどを随時掲載しています。

ツイッターの課題としては、若干記事の掲載までに時間がかかり、タイムリーさに欠けるという点です。弁護士のツイッターという性質上、軽率な発言などを載せることがないようにといった配慮が必要なのでやむを得ない点もありますが、随時工夫を凝らしたいと考えています。

(4) 市民会議委員からのご意見

「以前のホームページよりずっと見やすくなった。ただ、まだ文字数が多いように思う。入口部分は比較的少ないが、入っていくと文字が多い。法律家は文字に慣れていると思うが、一般の方はそうではないので、文字数を少なくした方がいい。」

「検索エンジンで、『東京 弁護士』と検索すると、やっぱり東京弁護士会が出てくる。第二東京弁護士会が、その情報の中に埋もれてしまわないように、第二東京弁護士会の独自性をもっと積極的にアピールしたほうがいい。」

「縦型のスマートフォン画面を意識したスマホ用のホームページ作りを意識すると思う。YouTubeの一覧画面のように、動画のタイトルのような画面と文字情報だけが縦にずっと連なっていて、そこをタップすると、見たい情報が見られるというような、縦型の見やすいホームページにするのがいいのかなと思った。」

「弁護士の方にも若い方やSNSが得意な方がいると思うので、ぜひそういった方の意見なども聞きながら、二弁のファンを増やす施策を進めていただきたい。」

